

作礼荘ホームヘルプサービス 指定障害福祉サービス事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津福祉会が設置運営する指定障害者居宅介護事業、指定重度訪問介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

- (1) 事業所は、指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な指定居宅介護、指定重度訪問介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- (2) 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第3条 当事業所は、その提供する指定居宅介護、指定重度訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第4条 当事業所の従業者が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、第8条第1項に規定する居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(指定居宅介護等の主たる対象者)

第5条 指定居宅介護等の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護 身体障害者及び精神障害者
- (2) 指定重度訪問介護 身体障害者及び精神障害者

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(管理者の責務)

第6条 管理者は、従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、従業者に対して基本的、具体的取扱方針等を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(従業員の員数)

第7条 当事業所における介護の提供に当たる従業者の員数は、2.5名以上とする。

- 2 常勤の従業者であって専ら指定居宅介護、指定重度訪問介護の職務に従事するもののうち1名以上の者をサービス提供責任者とする。

(従業者の職務)

第8条 従業者は次条第1項に規定する居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。

- 2 従業者は指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 従業者は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

(サービス提供責任者の業務)

第9条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成する。

- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。
- 3 サービス提供責任者は居宅介護計画、重度訪問介護計画作成後においても、当該居宅介護計画、重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画、重度訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 4 サービス提供責任者は、指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第10条 指定居宅介護事業、指定重度訪問介護の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 8時30分～17時30分
電話等による24時間常時連絡可能な体制とする。

第4章 指定居宅介護の内容及び利用者からの受領する費用の額

(指定居宅介護、指定重度訪問介護の内容)

第11条 利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗髪及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(利用者からの受領する費用の額)

第12条 利用者又はその扶養義務者は指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供された際は、市町村が定める月額負担上限額の範囲において利用者負担額を支払うものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法に規定する額の支払いを受けるものとする。

(利用者等に求めることができる金銭の範囲等)

第13条 指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に対し支払いを求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払いを求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等の同意を得るものとする。

(居宅利用者負担額等の受領)

第14条 第11条第1項から第3項までの規定により費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者又はその扶養義務者に対し、交付するものとする。

- 2 第11条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第15条 市町村から指定居宅介護、指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知するものとする。

2 前条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護、指定重度訪問介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定居宅介護、指定重度訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第5章 通常の事業の実施地域

(指定居宅介護提供地域)

第16条 当事業所が提供する指定居宅介護、指定重度訪問介護の実施地域は次の通りである。

実施地域 唐津市

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第17条 当事業所の従業者が訪問し、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、その従業者は至急サービス提供責任者に報告を行い、その指示に基づいて、速やかに主治医又は医療機関への連絡、家族等への連絡などの必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者が安心して指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供を受けられるよう、利用者に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止のための措置)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第8章 その他運営に関する重要事項

(内容及び手続き)

第20条 障害者福祉サービスの支給決定を受けた者が指定居宅介護、指定重度訪問介護の利用の申込みを行なったときは、当該利用申込み者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法第76条の規定により、当指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項についてわかりやすく説明を行う。

- 2 利用者との間で当該指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、
 - ① 該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護、指定重度訪問介護の内容
 - ③ 当該指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ④ 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供開始年月日
 - ⑤ 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付する。

(契約支給量の報告等)

第21条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害福祉サービス受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護、指定重度訪問介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月あたりの指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載する。

- 2 前項の障害福祉サービス受給者証に記載する契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えないものとする。
- 3 指定居宅介護、指定重度訪問介護利用に係る契約をしたときは障害福祉サービス受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告する。
- 4 障害福祉サービス受給者証記載事項に変更があったときは、市町村に対し、遅滞なく報告する。

(受給資格の確認)

第22条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する障害者福祉サービス受給者証によって、障害福祉サービスの支給

決定の有無、支給期間、支給量等を確認するものとする。

(提供拒否の禁止)

第23条 正当な理由なく指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供を拒んでは
ならない。

(斡旋、調整及び要請に対する協力)

第24条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の利用について市町村が行う斡旋、
調整及び要請(以下「斡旋等」という。)並びに当該斡旋等について、県が
行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力する。

(サービス提供困難時の対応)

第25条 指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者
に対し、自ら適切な指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供することが困難
であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必
要な措置を速やかに講じるものとする。

(心身の状況等の把握)

第26条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心
身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス
の利用状況等の把握に努める。

(指定居宅支援事業者等との連携)

第27条 指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供するに当たっては、指定居
宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密
接な連携に努める。

2 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はそ
の家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービスを提供する者
との密接な連携に努める。

(身分を証する書類の発行)

第28条 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から
求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第29条 指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定居宅介
護、指定重度訪問介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護、
指定重度訪問介護の提供の都度記録しなければならない。

2 前項の規定による記録に際しては、利用者から指定居宅介護、指定重度訪
問介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第30条 従業者にその同居の家族である利用者に対する居宅介護、重度訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第31条 指定居宅介護、指定重度訪問介護を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第32条 指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第33条 利用者に対し適切な指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する。
- 3 従業者の資質の向上のために、研修機関等が実施する研修や事業所内の研修会への参加に努める。

(衛生管理等)

第34条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い従業者が感染源となることを予防する対策を講じる。

- 2 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(掲示)

第35条 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を提示する。

(秘密保持等)

第36条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 他の指定居宅支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(情報の提供等)

第37条 指定居宅介護、指定重度訪問介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用する事ができるように、当該指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 当該指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第38条 その提供した指定居宅介護、指定重度訪問介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口を設置する。

- 2 その提供した指定居宅介護、指定重度訪問介護に関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 運営適正化委員会が行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

(会計の区分)

第39条 指定居宅介護事業所、指定重度訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護、指定重度訪問介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 利用者に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規定は、平成25年1月1日から施行する。

この規定は 平成30年4月1日から施行する。

この規定は 令和6年4月1日から施行する。

この規定は 令和7年1月1日から施行する。